

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
宮地エンジニアリング株式会社 東京都中央区日本橋富沢町9-19
00-003476 代表者 奥村 恭司
(土木、とび・土工工事、鋼構造物工事)
- 2 指名停止期間
令和8年9月4日 ～ 令和8年12月3日 (3か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
宮地エンジニアリング(株)が受注した沖縄県都市計画・モノレール課発注の「市道石嶺線都市モノレール建設工事(石嶺駅鋼構造物H27-1)」において、駅舎下部工(橋脚)製作を発注者へ届出ず下請契約し製作させたこと及び超音波探傷試験の報告書において虚偽の記載をしたことは、仕様書等で指示された届出・報告を怠り、かつ監督・検査業務の執行を妨害するものであり、契約違反に該当すると認められる。
- 5 指名停止措置理由
「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第1第4号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内